

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第19条	登録の取消し等	生活衛生課

- 1 法第19条に基づき、第一種動物取扱業者の業務の全部若しくは一部の停止を命じる場合の審査基準は次のとおり。
 - (1) 次のいずれかに該当する場合であって、当該処分を行う必要があると保健所長が認めること。
 - ア 不正の手段により第一種動物取扱業者の登録を受けたとき。
 - イ その者が行う業務の内容及び実施の方法が法第12条第1項に規定する動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合しなくなったとき。
 - ウ 飼養施設を設置している場合において、その者の飼養施設の構造、規模及び管理の方法が法第12条第1項に規定する飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合しなくなったとき。
 - エ 犬猫等販売業を営んでいる場合において、犬猫等健康安全計画が法第12条第1項に規定する幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合しなくなったとき。
 - オ 法第12条第1項第1号、第2号、第4号又は第5号の2から第9号までのいずれかに該当することとなつたとき。
 - カ この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。
- 2 前記1の停止処分期間は次のとおり。

6月以内の期間であって、改善に要する相当期間。
- 3 法第19条に基づき、第一種動物取扱業者の登録を取り消す場合の審査基準は次のとおり。
 - (1) 次のいずれかに該当する場合であって、前記1の処分による改善が見込まれず、許可を取り消す必要があると保健所長が認めること。
 - ア 不正の手段により第一種動物取扱業者の登録を受けたとき。

- イ その者が行う業務の内容及び実施の方法が法第 12 条第 1 項に規定する動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合しなくなつたとき。
- ウ 飼養施設を設置している場合において、その者の飼養施設の構造、規模及び管理の方法が法第 12 条第 1 項に規定する飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合しなくなつたとき。
- エ 犬猫等販売業を営んでいる場合において、犬猫等健康安全計画が法第 12 条第 1 項に規定する幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合しなくなつたとき。
- オ 法第 12 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号又は第 5 号の 2 から第 9 号までのいずれかに該当することとなつたとき。
- カ この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。